



広報

# かめだ

# 10/1

No.244

毎月1日・15日発行

□発行 新潟県亀田町役場 電話2111代

□編集 企画課



梨もぎをする農家の人(茅野山)

— として保存しましたよ —

## 秋たけなわ

爽りの秋、収穫の秋です。澄みきった秋晴れのもと、農家の人たちは、田畑にでて農作業で大わらわです。

田圃は、稲穂が黄金色の波をうちコンバインでつぎつぎと刈り取られていきます。

梨畑は秋の味覚のひとつである亀田名産廿世紀梨の取り入れがいま最盛期です。

今年は、春先の天候不順や台風15号の影響で被害がでましたが、味はよく、みなさんの食卓にぎわせています。

- 2頁・九月定例議会水道事業会計決算など
- ・十月一日から共同葬
- 金
- 3頁・交通安全のつどい
- ・行政・年金合同相談
- 4頁・芸能まつり十月十八日
- ・婦人体育祭十月十八日
- 5頁・特集かめだ町の国民健康保険
- 6頁・国保の家計簿
- 7頁・高額療養費
- 8頁・交通事故でも保険証が使えます
- 9頁・亀田民生委員史の献眼登録
- 10頁・稲わらの焼却はやめましよう
- ・保健課十月の予定

おもな記事

### 人口のうごき

世帯数7,092(+25) 56.9.1現在

区分	人	口	出生	死亡	転入	転出
総数	27,524	(+68)	28	14	113	59
男	13,447	(+26)	12	8	55	33
女	14,077	(+42)	16	6	58	26

住民登録人口

( )は前月比

# 九月定例町議会

## 昭和五十五年 水道事業会計決算など可決

九月定例町議会は、さる九月十六日から二十一日まで六日間の会期で開催されました。

今回の町議会には、十議案が提案され原案どおり可決されました。

可決された議案

- ・昭和五十六年度亀田町一般会計補正予算
- ・昭和五十六年度亀田町下水道事業特別会計補正予算
- ・昭和五十六年度亀田町水道



提案された議案を審議する

道事業会計補正予算  
昭和五十五年度亀田町水道事業会計決算認定  
亀田町職員定数条例の一部改正  
亀田町治水対策委員会条例の制定  
亀田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
住居表示を実施すべき市街地の区域の一部変更  
教育委員会委員の任命について

亀田町消防職員定数条例の一部改正  
農地の固定資産税に関する請願書  
農政対策協議会長 樋口 昌平  
助成金に関する請願書 亀田地区同盟会長 若林 宗悦  
町営駐車場設置に関する請願書 齋藤 弘  
道路舗装施行に関する請願書 小野 武雄  
通園道路(私道)舗装整備に関する請願書 第五区長 村木 恒  
農地の固定資産税に関する要請書 今泉 源誠  
農業委員会 長 (採 択)

台風十五号による農薬関係被害の救済措置に関する要請書 今泉 源誠  
農薬委員会 長 (採 択)  
曙町準工業地域内の排水施設早期実現の要請書 古泉 榮治  
商工会議所会頭 (採 択)  
台風十五号による農薬関係被害の救済措置に関する要請書 樋口 昌平  
農政対策協議会長 (採 択)  
郵便貯金問題についての要請書 山田 正治  
農業協同組合長

行政改革の推進に関する意見書の議決についての要請書 新沼泉町村議会議長会長 宮嶋 義男  
赤い羽根で親しまれている「国民たすけ合い共同募金」が、十月一日から全国いっせいに行われます。

## 10月1日から共同募金

赤い羽根で親しまれている「国民たすけ合い共同募金」が、十月一日から全国いっせいに行われます。

この運動はこととして発足以来十五回目を迎えることになりましたが、この間みなさんから寄せられた善意の浄財は、社会福祉の増進に大きな役割を果たしてまいりました。

ことしも「赤い羽根共同募金」にみなさんの善意のご協力を願います。

不幸な人たちが少しでも幸せになるよう社会の充実を願いながら、心のふ

スポーツクラブ	5日・19日 (町民会館)	午前9時30分~12時
活花クラブ	6日・20日 (老人福祉センター)	午前9時30分~12時
園芸クラブ	13日・27日 (旧第3保育園)	午後1時~4時
手芸クラブ	7日・21日 (老人福祉センター)	午前9時~12時
書道クラブ	11日・25日 ( )	午前10時~12時
将棋クラブ	1日・15日 ( )	午前9時30分~4時
囲碁クラブ	8日・22日 ( )	午前10時~12時
民謡クラブ	9日・23日 (町民会館)	午後1時~4時
盆裁クラブ	3日・17日 (旧第3保育園)	午後1時~4時

ちいさなせんいとおおきなちからに

今年重点配分  
◎在宅福祉サービスの促進  
◎老人、心身障害児者対策の促進  
◎児童の健全育成の促進

## 交通安全のつどい



県警音楽隊の交通安全演奏会

みんなが主役

秋の交通安全運動期間中(九月二十一日~三十日)の九月二十三日、午後一時三十分から町民会館大ホールで約三百人が参加して、みんなが主役「交通安全のつどい」が開かれました。

これは、町が主催、交通安全協会、新潟南警察署の後援によるものです。

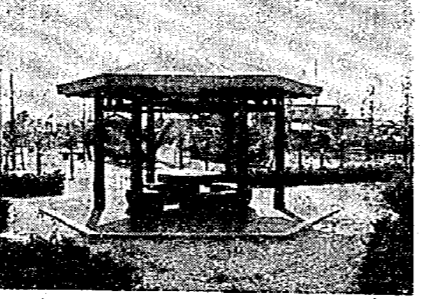
民謡協会の新津松坂など踊りの披露のあと、新潟日報論説委員の若杉正先生から「交通安全について」のテーマで講演がありました。車社会が定着したなかで交通事故は五月、十月の行楽シーズンにいちばん多く発生している。事故の原因

をみると、スピード違反・わきみ運転・飲酒運転の順になっている。子供・お年寄りの安全教育はもろんのこと、ドライバー一人ひとりがゆとりと思いやりをもって運転することが大切であると強調しました。

また、県警音楽隊の交通安全演奏会が行われ、みごとな演奏に、観客から盛んな拍手が送られていました。

## 10月の交通指導目標

- ・歩行者の安全確保 (お年寄りと子供の事故防止)
- ・自転車および原付自転車の事故防止 (特に交差点における事故防止)



城所公園

都市の緑と公園は、レクリエーションをはじめ日常の散策や休息の場として、わたしたちの暮らしに欠かせない憩いの場所です。

十月は「都市緑化月間」です。子供たちが緑色の絵の具をいっぱい持って街へスケッチに「そんな都市にしたいものです。」

を確かめましょう。

▽長く家をあけるときの、新聞などは配達中止を牛乳や新聞が玄関にたまっていないのは留守を教えているようなものです。長く家をあけるときの、配達を中止させるようにしましょう。

土地建物法律 無料相談会  
新潟県土地家屋調査士会では、土地建物に関する争い事や法律相談など無料相談会を行います。

## 行政・年金 合同相談所開設

10月19日 栄徳寺

◇行政相談  
皆さんの日常生活の中で役所や公社・公園等が行っている仕事について、説明に納得できない、処理のしかたが間違っている、処理がおそくてたいへん困る、このようにしてほしいのだが、どうすればよいかわからない。

◇国民年金相談  
国民年金に加入したい、福祉年金、障害年金について聞きたい、保険料を納めたくても納められない、これらの相談をお持ちの方は、気軽においでください。

◇とき: 十月十九日 午前十時~午後三時  
◇ところ: 日本、栄徳寺  
◇相談担当者: 行政相談員 茅原清文氏 住民課担当職員

## 全国防犯運動

行楽の秋。家族そろって出かける機会も多くなり、留守宅のカギはかかっていますか。

全国平均でみますと、約一分五秒ごとに、一般住宅や事務所、店舗などが、いわゆる侵入ドロボウの被害にあい、一件当たり約十萬円の損害を被っています。昨年一年間の被害件数約二十九万のうち、約六割を一般住宅が占めています。ところで、侵入盗には三つの犯罪手口があります。

▽出かけるときは必ずカギをかけよう  
家庭が最も被害を受けやすいのは「空き巣」と「忍び込み」によるものです。場所別にみると、大胆不敵にも全体の約四割近くが玄関から入っています。出かけるときは必ずカギをかけましょう。

▽隣り近所で防犯体制を外出するときは、近所に声をかけ、また声をかけられたお宅では、留守宅にだけかきながら「どちらに用ですか」と声をかけ、用件



私たちが病氣やケガをしたときは、保険によって医師（保険医）の診察を受けられるようになっていきます。これを国民健康保険といっています。

国民健康保険は、この保険制度のひとつで、市町村が運営する医療保険です。

そこで、亀田町の国民健康保険のしくみや、あらましについてまとめてみました。

保険制度にはいろいろな種類があって、会社や官庁に働く人たちは健康保険や共済組合などの医療保険制度があります。つまり国保は、職域の健康保険に加入していない人を対象にした保険制度ということになります。

### 特集

## かめだ町の国民健康保険 大切に あなたの体と みんなの国保

### 国保に加入する人

亀田町に住所がある他の社会保険に加入していない人。

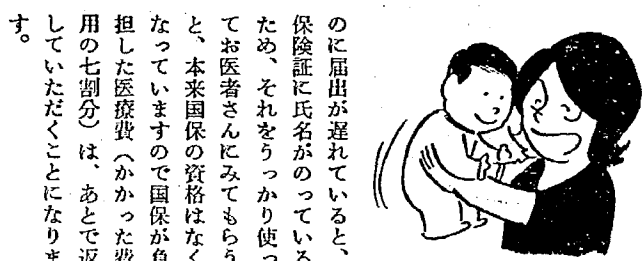
例えば、農業や商店などの自営業に従事する人は、すべて亀田町の国保に加入しなければなりません。

加入できない人  
職域の健康保険（社会保険）などに加入している人  
および、その扶養家族、それらに生活保護を受けている人。

・国保の届出は十四日以内に  
・加入届の遅れはあなた自身の損失です  
・国保に加入しなければならぬのに、届出が遅れると、保険料をさかのぼってとられたり、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。  
・やめる届出が遅れたとき国保の資格がなくなつた

### 国保でこんな給付が受けられます

こんなとき	その条件	その給付
けがをしたとき 病気の治療	国保を取り扱っている病院、診療所へ保険証を提出	完全治療までかかった費用の3割を国保が負担します。残りの7割は自己負担です。
たとえば旅行中の急病など、やむを得ない事情で保険証を使えなかったとき	真にやむを得ない事情か否かを国保で審査のうえ	かかった費用について国保が審査決定した額の7割を払いもどします。
基準看護でない病院へ入院して付き添い看護婦をやったとき	事前に（やむを得ないときは事後でも）国保の承認が必要	
あんま、はり灸の施術を受けたとき。柔道整復師の施術を受けたとき	あんま、はり、灸は保険医の同意が必要	
コルセットを作ったとき。生血を輸血したとき	保険医の証明が必要	
重病人を自動車で入院転院させたようなとき	事前に（やむを得ないときは事後でも）国保の承認が必要	
一人一か月一保険医療機関に対して支払う医療費の自己負担額が3万9千円をこえたとき	保険給付が行われたとき	3万9千円をこえた分は全部国保が負担します。支払いは診療を受けた月の翌々月中ころ以後になります。
子どもが生まれたとき		助産費が支給されます
出産した子どもを保育したとき		育児手当金2千円が支給されます。
加入者が死んだとき		葬祭費が2万円支給されます。



### 国保に入るとき、やめるときの手続き

国保の届出は必ず14日以内に

こんなときには手続きを	届出に必要なもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>転入してきたとき</li> <li>職場の健康保険をやめたとき</li> <li>子供が生まれたとき</li> <li>生活保護を受けなくなったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印かん</li> <li>印かん、会社の離職証明書</li> <li>印かん、保険証、母子手帳、口座番号</li> <li>印かん</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>転出するとき</li> <li>職場の健康保険にはいつたとき</li> <li>死亡したとき</li> <li>生活保護を受けなくなったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印かん、保険証</li> <li>印かん、国保の保険証、職場の保険証</li> <li>印かん、保険証、口座番号</li> <li>印かん、保険証</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で住所が変わったとき</li> <li>世帯や、氏名が変わったとき</li> <li>世帯をわけたり、いっしょにしたとき</li> <li>保険証を紛失したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印かん、保険証</li> <li>印かん</li> </ul>

### スポーツの秋

天高く カアちゃん がんばる



## 婦人体育祭

10月18日

最近、とみに強くなったお母さん方の力をぜひいっばい発揮しようとして第八回婦人体育祭が行われます。

家庭や地域での体力づくりが盛んになってから久しいものがありますが、朝もやの中を子どもさんたちと一緒にジョギングをしたのしむお母さんの姿をよ

く見かけるようになりました。

町婦人会や、各学校の母の会など各団体の約五百人のお母さんが参加しての婦人体育祭は、まさに珍プレーと爆笑の連続です。

見る人も参加する人も一体となつての体育祭、あなたもぜひご参加ください。

果して早小の五連覇が達成できるか、それを阻止するのはどこか興味もたれます。

◇とき：十月十八日（日）  
午前九時から  
◇ところ：亀小グラウンド



昨年の芸能まつりのパレ

秋も日増しに深まり、芸術、スポーツのシーズンを迎えました。

公民館では、第六回目の「芸能まつり」を開催します。

ゆく秋のひとつきを「芸能まつり」でお楽しみください。

◇とき：十月十八日（日）  
午前九時三十分

### 第十回芸術まつり

◇ところ：町民会館大ホール

◇催し物  
パレ（亀田パレ研究会）  
民謡（民謡教室）  
民謡（波路会）  
詩吟（波路会）  
◇参加希望者は十月五日まで、公民館へ申し込みください。電話二七二八番

◇父親学級の二案内  
◇とき：十月二日（金）  
午後七時三十分～九時  
◇ところ：公民館大ホール  
◇テーマ：「父親の考え、子供の考え」  
◇講師：亀田東小学校  
校長 野沢 弘氏

### 福寿大学

十月十六日

### 「好かれる高齢者として」

よき老後とは、  
「まずは健康で、暮らして困らなくて、グチを言わなくてすむ生きがいのある生活を送れること」と、だれもが口をそろえます。

生きがいのある暮らし、それは、常に意欲を持つことではないでしょうか。仕事をやめたらグッとふけるんだというのを聞きます。意欲を失うことは老化を速めます。

人生には定年がないので、熟年「老いる」のでなく「熟す」のです。

積極的に学ぼうという意欲にあふれる福寿大学のみなさん、秋は学習しやすい季節です。

（福寿大学授業）  
◇とき：十月十六日（金）  
午前十時～正午  
◇ところ：公民館大ホール  
◇テーマ：「好かれる高齢者として」  
◇講師：新潟県保健衛生センター事務部副部長  
菅原由理子氏

### 10月の公民館クラブ活動のお知らせ

- ◎書道講座…9日、16日、23日（各金曜） 午後7時～9時
- ◎ダンスクラブ…6日、13日、20日、27日（各火曜） 午後7時～9時
- ◎卓球クラブ…7日、14日、21日（各水曜） 午前9時～正午
- ◎民謡クラブ…5日、12日、19日、26日（各月曜） 午前10時～正午
- ◎書道クラブ…6日、13日、20日（各火曜） 午前10時～正午
- ◎茶の湯クラブ…14日、（水）27日（火） 午前10時～午後4時
- ◎絵画クラブ…12日、26日（各月曜） 午前10時～午後1時
- ◎謡曲クラブ…3日、17日（各土曜） 午後1時～4時
- ◎コーラスクラブ…9日、23日（各金曜） 午前10時～正午
- ◎陶芸クラブ…10日、24日（各土曜） 午後1時～4時
- ◎短歌クラブ…11日（日曜） 午後1時～4時
- ◎詩吟クラブ…2日、9日、16日、23日、30日（各金曜） 午後6時～9時
- ◎つまみ絵クラブ…13日、27日（各火曜） 午前9時～正午
- ◎古典文学講座…11日（日曜） 午前10時～正午
- ◎民謡教室…7日、14日、21日、28日（各水曜） 午後7時～9時
- ◎紙人形クラブは休みです。
- ◎10月の公民館の休館日は、4日、10日、18日です。

### 第26回町民登山

紅葉の二王子岳

飯豊連峰の前衛の山として、その眺望の良さは下越山岳の展望台です。紅葉のトンネルを縫って長大な稜頂を登る二王子岳、ぜひ、あなたも参加してみませんか。

二王子岳日帰り登山  
期日：十月十八日（日）  
午前六時専愛前出発  
会費：千五百円（交通費、写真代）  
募集人員：中学生以上五十人（定員になり次第締切ります）

申込み締切り：十月十五日  
申込み場所：公民館、さきさきスポーツ、インテラスポーツ、サカイ電化センター、お茶の立川屋、山岳会々員

秋です 民謡で健康づくりを  
とき：第一、第三月曜日午後七時から  
◇ところ：町民会館大ホール  
指導講師：中川はつみ先生  
指導員：長谷川マツイ、羽

田ナナエ  
◎個人・グループ・初心者でも自由に参加ください  
亀田民謡健康教室  
（亀田民謡協会）

作業停電のお知らせ  
十月二日：午前八時三十分から十一時五十分まで  
十月十一日：午前八時三十分から十一時五十分まで  
船戸山の一部、船戸山三丁目の一部  
十月七日：午前八時三十分から十一時三十分まで  
元町四丁目、五丁目の一部、手代山の一部、泥湯の一部  
十月七日：午後一時三十分から四時三十分まで  
早通の一部、丸湯全部



# 国保の家計簿

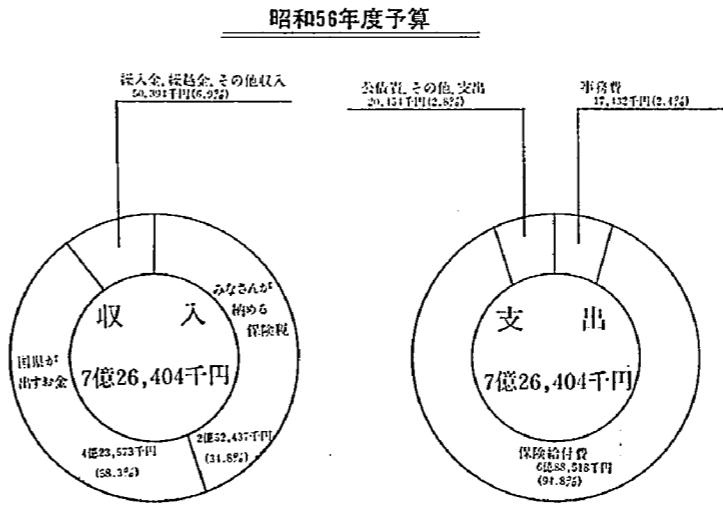
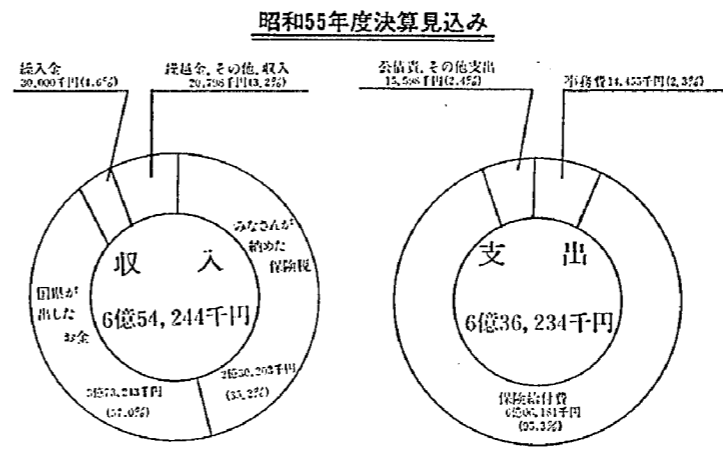
## 支出の95%が保険給付費

昭和五十五年度の国保会計の決算見込みがまとまりました。収入では、国保会計の主要財源である国の補助金が三億七千三百二十四万三千円(五七%)、みなさんから納めていただいた保険料が、二億三千二百三十三万三千円(三五%)等で、歳入合計六億五千四百二十四万四千円。前年度と比較して一四%の伸び率となりました。支出では、病气やけがをしたときの治療、入院、薬剤など、病院などに支払った額が、五億九千八百六十三万四千円、その他出産、育児見および、葬祭費などに

支払った額が、七百五十四万七千円で給付総額、六億六千八百一十千円となり支出全体の九五・三%を占めています。このように総経費が増えるのは、毎年一二%前後の医療費自然増が大きな要因の一つとなっています。国保事業は、国からの補助金とみなさんの保険料によってまかなわれています。もちろん国の補助金は多くなっていますが、全額をまかなうわけにはいきません。したがって、医療費が増えれば保険料も高くなることとなります。

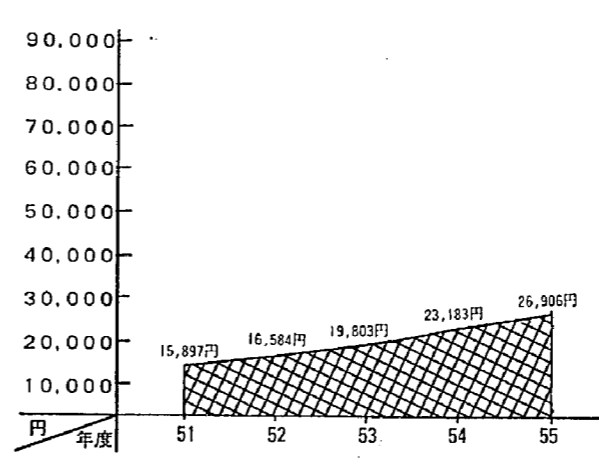
## 保険料九・七五%引き上げ 税の自然増上回る 給付費の伸び

七月二十九日に開かれた町臨時議会で、国民健康保険条例の一部改正が行われ、国保料は九・七五%の引き上げとなりました。国保が支払う保険給付費は、年々加速的に増え、五十六年度予算では、前年度に比べ、九千四百万円も多くなっています。特に本年度は、六月一日

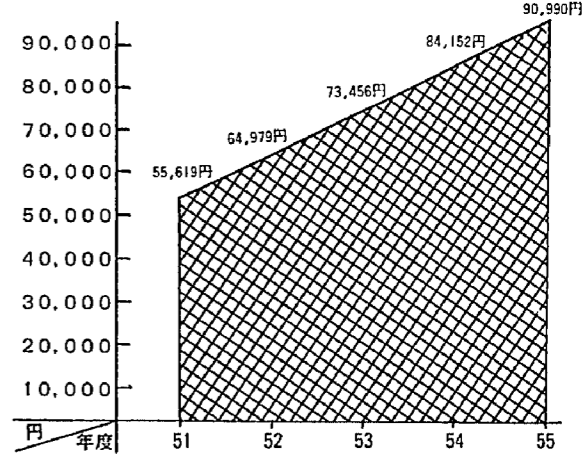


医療費は、利用率の増加や医学の進歩、高度の検査や、治療法がどんどん保険給付費に取り入れられるようになってきている一方、高額療養費や、老人医療費の無料化などにより医療費が増えています。本年度の保険料は実質的には一三・八%の増税が必要となりましたが、国保予算の全体を再検討し、極力税の軽減に努力しまして、九・七五%の増税をお願いすることになりました。医療費が増えると、当然それ相応の保険料を負担していただくこととなりますので、一人ひとりが健康管理に十分心がけることが大切です。

### 1人あたり保険料の負担額推移

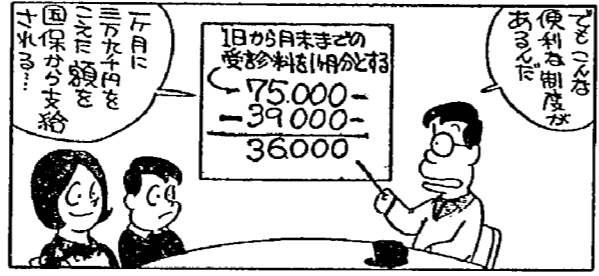


### 国保が負担した1人当たりの医療費の推移

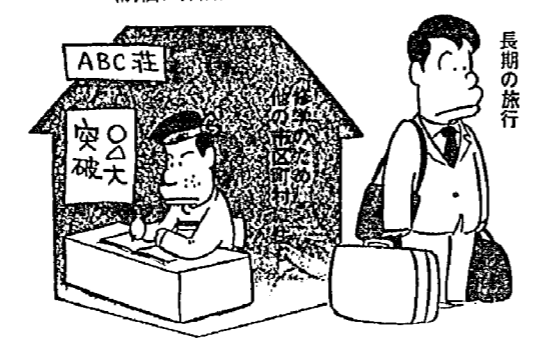


## 高額療養費

どんな場合に支給されるか  
病气やけがでお医者さんにかかった場合、医療費の三割を窓口で支払うことになっていきます。ところがこの費用が、一人、一カ月、一つの病院、診療所に三万九千円を超えて支払った場合は、その超えた分は全額国保が負担して、あとから払い戻します。  
※特別室料(差額ベッド)や保険のきかない治療を受けた場合、または交通事故など第三者の行為によるものは対象になりません。



## 保険証の正しい使い方



世帯に一枚の保険証では間に合いません。こういう場合、その被保険者のためにもう一枚の保険証の交付を受けることができます。

## 高額療養費の 貸付制度をご利用に

四、総合病院の各診療科はそれぞれ別の病院、または診療所として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは、合算して計算されます。(そのときでも歯科は別です。)  
五、入院と通院、一つの病院、診療所でも入院と通院は別に扱い合算しません。  
申請手続きは早めに病院、診療所等の窓口で支払った領収書、印かん、口座番号、保険証をもって

保険証は大切な証明書。保険料は、みなさんが国保の加入者であるという証明書です。お医者さんにかかるときは必ず提出しなければなりません。保険証なしで診療を受けると、医療費は全額自分で負担しなければならぬこととなります。  
一、内容を確かめておく。交付されたら被保険者の氏名などに間違いがないかどうか確かめ、裏面の注意事項をよく読んでおきましょう。  
二、必ず手元に保管する。お医者さんの診療がすんだら必ず手元に保管するようにしましょう。預けっぱなしは紛失など事故のもととなります。

こんなとき 保険証は使えません  
◇病气といえないもの  
一、健康診断の目的とする診療検査  
二、予防注射  
三、美容のための整形  
四、正常な分娩  
五、日常生活に支障のないあざ、ほくろ、いぼ、そばかす、わきが、どもりなど  
◇病气やケガでも使えない場合  
一、けんかやよっぱらいなど

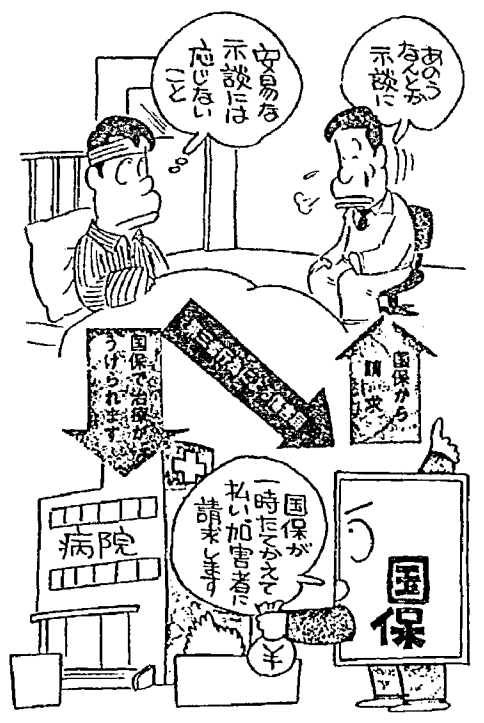
一、暦月ごとに計算  
月の一日から月末までの診療について一カ月とします。  
二、病院、診療所ごとに計算  
甲の病院と乙の病院へ同時にいかけていても、別々に計算します。  
三、歯科は別  
病院または、診療所に内科などの科と歯科がある場合は別々に計算します。

三、資格がなくなったら返す。  
他市町村への転出や職場の健康保険に入ったときは、ただちに国保の係へ返してください。  
四、紛失したり、破ったりしたとき。  
紛失したり、破って使えなくなったときは、すぐ国保係へ届けて出して再交付を、受けてください。  
五、被保険者に異動があったとき。  
被保険者に異動があったとき、自分で勝手に書き直すとその保険証は無効になります。必ず国保係で訂正してもらってください。

二、自分でわざと病气やケガをしたとき  
三、自分の犯罪行為で病气やケガをしたとき  
四、お医者さんの指示に従わないとき  
五、仕事の上で病气やケガ業務上で病气になったりケガをして労働基準法や労災保険法などの適用を受けたとき

### 交通事故でも 保険証が使えます

◇医療費は加害者が  
交通事故など第三者から  
被害を受けた場合、その医  
療費は、被害者に重大な過  
失のない限り、加害者が全  
額負担すべきものです。  
本来なら医療費は、加害  
者が直接お医者さんに支払  
うべきものなのです。  
ところが現実には、加害  
者と話し合いがつかなかっ  
たり、加害者に金の持ち合  
わせのない場合が多いわけ  
で、そういう場合、国保を  
使って治療をうけることは  
もちろん差しつかえありま  
せん。ただし、この場合、  
医療費は本来加害者が負担  
すべきものを、国保が一時  
立てかえて支払っているこ  
とになります。したがって  
国保としては、あとで加害  
者にその立てかえた分を請  
求することになります。  
◇示談の前に国保へ届出を  
とることが大切です。



に、加害者と被害者の話し  
合いがついて示談を結んで  
しまおうと、その示談書のと  
り決めの内容が優先するこ  
とになり、国保が加害者に  
対する請求権を失ってしま  
うようなこととなります。  
例えば、示談書に医療費  
は国保を使ってますと  
書いてあると、

### お医者さんの 上手なかかり方

むやみにお医者さんを変  
えな  
病状の回復が思わしくな  
いからといって、すぐに他  
の病院へ移る人がいます。  
あるいは、同じ病気で二  
つ三つもの病院にかかる人  
がいます。  
このようなハンゴ受診は  
医療費のムダ使いになりか  
ねません。お医者さんを変  
えることに同じような診療  
や、投薬などを受けること  
になり、そのたびに医療費  
を多く支払わなければなら  
ません。

自分で決めたお医者さん  
を信頼し、むやみにお医者  
さんを変えないことがよい  
医療の近道です。  
できるだけ診療  
時間内に診て  
もらうこと

きまった診療時間をはず  
して受診すると、大幅な割  
増料金をとられます。  
緊急の場合ならしかたあ  
りませんが、少し注意すれ  
ばあわてて深夜や時間外に  
お医者さんをわずらわす必  
ずありません。



要がない場合も多いよう  
です。  
例えば、夜中に突然子供  
が発熱する場合でも、昼間  
から少し様子がいづつと違  
っていることに気づくはず  
です。  
◇薬をたくさんもらうこと  
を期待しない  
いつもたくさん薬がある  
と、安心して人がいま  
す。あちこちのお医者さん  
からもらった薬をたくさん  
飲んでお腹がいっぱいにな  
ったという話も聞きます。  
薬が多いからといって必  
ずしも早く治るとは限りま  
せん。かえって病状を悪化  
させてしまう例もあります  
お医者さんは、一人ひと  
りの病状や年齢などを考え  
て投薬していますから、お  
医者さんの指示に従って薬  
を用いることが大切です。

保険税の納期  
保険税の一期、二期分は  
前年分の税額をもとにして  
仮に納めていただしていま  
す。

保険税はきちんと  
納めてください  
皆さんが国保でお医者さ  
んにかかった時、町は費用  
の七割をお医者さんに支払  
っています。この費用をま  
かなうためには、国や町か  
らの補助がありますが、皆  
さんから納めていただく保  
険税が重要な支柱となっ  
ています。  
保険税は納期までに納め  
てください。

区分	納期	納期
暫定賦課分	第1期	4月30日
	第2期	6月30日
確定賦課分	第3期	8月31日
	第4期	10月16日から10月31日まで
	第5期	12月16日から12月31日まで
	第6期	昭和57年2月16日から3月1日まで

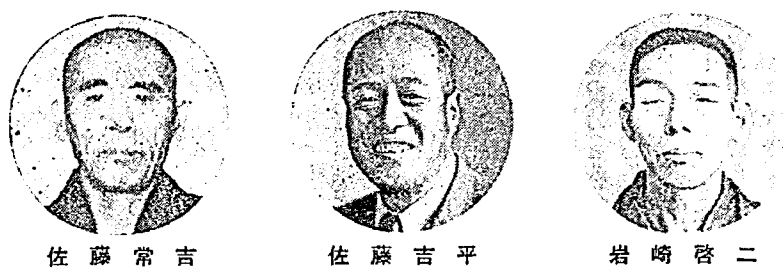
### 亀田町社会福祉協議会 創立三十周年によせて

町社協副会長 熊木三郎  
忠吉、加藤作平、三浦喜一  
郎、小島休平、山田利吉、  
堀清治、大島義雄、佐藤吉  
平、(浦町)、佐藤常吉(高橋  
貞伊知)、前田俊三(現小  
沢、砂岡)の十四名です。  
占領下という異状事態の  
中で「日本国憲法」が新し  
く公布されたのは、昭和二  
十二年十一月三日です。し  
かし、戦争の傷あとと生々  
しく統制配給制度は続けら

亀田民生委員史(7)  
(文中敬称略)  
昭和二十一年九月の「民  
生委員令」発令によって、  
最初の民生委員の委嘱をう  
けたのが、岩崎啓二(袋津  
常務委員)、皆川真平、藤  
田新輝、荒木良司、佐久間

れ、衣、食、住に事欠く庶  
民は、生きるための苦闘を  
強いられていたのです。  
就職の門はせまき離婚が  
急速にふえ出し、闇屋商売  
が繁昌したのも生命を支え  
るための手段で、買出し  
部隊と取り締まり官の暗闘  
の時代でした。昭和二十二  
年三月、皆川真平に代って  
高橋貞伊知(誠所)が委嘱  
され、同年十二月、前田俊  
三が退任しています。  
政府は民間運営により、  
国民総参加の善意による福  
祉事業の進展を期し、昭和  
二十二年十一月「共同募金  
会」を設立させました。新  
潟県では、県庁内に本部を  
置き市町村を窓口として、  
赤い羽根による募金運動が  
開始されました。亀田町で  
も、現在の町社協の前身と  
なった「民生委員会」を設  
立して協力体制を整え、法  
人募金は民生委員全員が担  
当して、理解と協力を要請  
するため、各会社訪問を始  
めました。この民生委員の  
法人募金は、現在でもよき  
慣行として「区長連合会」

大島三代治  
方面委員選任式  
昭和二十二年八月一日  
新潟県  
方面委員辞令



佐藤常吉



佐藤吉平



岩崎啓二



前田俊三



高橋貞伊知

### 短歌

齋藤 甚作  
幼らのハムスターの腐撫で  
ており慈愛のひとみに心打  
たる

齋藤 吉江  
船り待つ古里あるや夕空に  
長き帰雁の列乱るなし

渡辺 和子  
瞳目し群集の中立ちつくす  
無音の苦れにせまりくるも  
の

岩瀬 勇枝  
宴半ば過ぎさす中帰行く歌  
友が手を振り寂寥残す

### 俳句

忍ぶ葉のまだ濡れぬたる釣忍  
向日葵一つ大陽二つ園児の絵  
本堂の暗き燈の梅雨じめり  
手毬花言葉少く病み上り  
困ったなあ困った雨だ袋掛け  
栗の花あまた浮かべし深  
舟よりも帆に萌え出でし釣忍  
星一つ見ぬ七夕閑なりし  
低き雲映してくらき梅雨の沼  
釣忍遠く嫁ぎて便りなし  
あべこべにまわる風鈴釣忍  
水盗む吾が月影のおそろしく  
朝風日に入り雨の梅撈ぎつづ  
釣忍七八人の客が来る

片桐 泰正  
渡辺 信一  
樋口 南盆  
大野 一路  
小島 一也  
新保 鶴村  
五十嵐 渡河  
押木 蘭花  
窪田 竹舟  
高橋 向山  
木田 空也  
佐藤 南瓜  
佐藤 稲舟  
田村 山火

は混みあいますのでお早め  
に。  
亀田電報電話局  
電話二六〇〇

テレホンサービス  
ダイヤルしましょう  
電話二六〇〇

お祝い電報は  
お早めに  
結婚シーズンです。もち  
ろううれしいお祝い電報を  
ご利用ください。  
十日前から受付けてい  
ます。配達日の三日前まで  
に申込みますと、百五十円  
割引になります。  
自宅から電話申込みもで  
きます。(二一五番へ)

消費生活相談事例  
消費生活相談事例  
消費生活相談事例  
消費生活相談事例

金曜日・日曜日・大安日  
消費生活相談事例

### 保健課10月の予定

日	時	時間	実施内容	該当	会場
8	木	午後1:00開始	1歳半児歯科健診	55年2月、3月生まれ	町民館
14	水	午後1:30~2:30	4カ月児健診	56年6月生まれ(アンケートをお持ち下さい)	〃
15	木	午後1:00開始	母親学級(1回目)	9月中に届出をした妊婦及び希望者(アンケートをお持ち下さい)	〃
16	金	午後1:30~2:30	1歳半児健診	55年4月生まれ(アンケートをお持ち下さい)	〃
21	水	午前9:30~11:00	健康相談	乳幼児、糖尿病	〃
〃	〃	午後1:30開始	離乳食講習会	56年5月生まれ	〃
28	水	午後1:20開始	母親学級(2回目)	1回目の終了者及び希望者	〃

### 10月予防接種日程表

日	受付時間	実施内容	該当区	会場	備考
13	午後1:20~2:20	三種混合	1~35区	町民館	
15	〃	〃	36~57区	〃	
19	〃	麻しん	1~35区	〃	「麻しん」用の問診票を使用してください。
20	〃	〃	36~57区	〃	接種後麻しんの説明があります。
22	〃	ポリオ	1~35区	〃	
23	〃	〃	36~57区	〃	

※転入された方は、保健課まで母子手帳を持っておいでください。

## 稲わらの焼却はやめましょう

豊かな実りの秋を迎え、いま稲刈の最盛期ですが、稲わら焼却による煙害が気になります。  
稲わらの焼却は、大量の煙を発生させます。風がなかったり、いろいろな気象条件が重なると煙が立ち込め、夜の冷気と共に地上に舞い降り、濃霧に早変わりして視界を妨げ交通事故の原因になります。また眼やのどの痛みを訴える人が多くなるなど、煙公害として大きな社会問題になっていきます。

稲わらの焼却は行わないようにしましょう。  
稲わらの焼却は、大量の煙を発生させます。風がなかったり、いろいろな気象条件が重なると煙が立ち込め、夜の冷気と共に地上に舞い降り、濃霧に早変わりして視界を妨げ交通事故の原因になります。また眼やのどの痛みを訴える人が多くなるなど、煙公害として大きな社会問題になっていきます。

・ところ：亀田西小学校  
・サイレン吹鳴  
・消防団員召集のため、十月十八日午前七時にサイレンと警鐘を打鳴します。  
・サイレン：三回、十五秒吹鳴し六秒休  
・警鐘：三回  
・(一点と三點)  
・(二点と三點)  
・(一点と三點)  
・(二点と三點)

・三市中浦地区  
・消防演習とサイレン吹鳴のお知らせ  
・三市中浦地区の消防演習が次のとおり行われます。  
・とき：十月十八日(日)  
・一さんから、店頭募金を町

### 善意の寄付

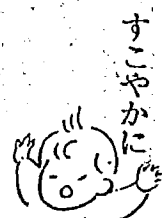
・ありがとうございます  
・ごさいます  
・星山三枝さん(城山四一〇一六)から、社会福祉のために町社会福祉協議会に寄付金をいただきました。  
・本町清水フードセンタ

### 酒害相談のご案内

・酒害相談のご案内  
・とき：毎月第一、第三土曜  
・日：午後二時~四時  
・ところ：役場協賛資料館三階  
・個人の秘密は厳守します  
・予防接種について  
・予防接種を安全に行うために医師会側からの申し入れにより  
・母子手帳を持参しない場合  
・問診票に捺印のない場合  
・問診票記入が不備の場合  
・には当日の予防接種は受けられないことになりました。

### 休館日

町民会館	☎三七八〇番
老人福祉センター	☎三五〇〇番
十月四日(日)	休館
十月十日(土)	休館
十月十二日(月)	休館
十月十八日(日)	休館
十月二十六日(月)	休館



### すこやかに

(七月生まれ)保護者 町名 区

慎	熊倉 栄三	東町一	15区
賢	山田 治人	亀田	17区
舟葉	山崎日喜男	元町三	24区
弦	土田 慎一	荻曾根	25区
哲也	後藤 博章	東町三	29区
理絵	大上 登	曙町四	32区
佳世	矢和田忠男	泥瀧	39区
尚志	藤野日出男	丸瀧	47区
渚	遠藤 孝春	城山四	49区
理沙	伊藤 信六	船戸山	55区

(八月生まれ)

淑子	荒井 良雄	東船場二	1区
恵理	多田 毅	東船場二	2区
英里子	坂井 一義	西町六	4区
智之	真崎 秀一	西町四	4区
美幸	加藤 充	諏訪二	11区
あや	渡辺 玄弥	稲葉三	17区
絵理	上村 昇	西町六	22区
真輔	佐藤 茂巳	船戸山三	23区
泰亮	吉野 健	荻曾根	25区
麻衣子	伏見 弘	袋津一	27区
喜美子	渡辺 正喜	曙町一	32区

### 10月の休日当番医院

(午前9時から午後5時まで)

4日	片桐医院(水道町1)	☎81-3320
10日	堀医院(船戸山4)	☎82-3031
11日	祖父江眼科(新明町2)	☎82-5959
18日	藤崎医院(本町3)	☎81-3072
25日	押木医院(本町4)	☎81-2052

渡辺病院(西町2) ☎82-3111  
当直医在院、緊急を要する場合診療に応じます。

(8月届出)

奈津美	吉田 悟	鷗ノ子	38区
恵美	南場 俊秀	茅野山	41区
浩章	渡辺 高雄	丸瀧	47区
大輔	橋本 正次	大月一	53区
淳一	野澤 英二	諏訪一	54区
康雄	五十嵐秀男	亀田	54区
	牛嶋 秀雄	船戸山	55区



故人	村木千代平	西町四	3区
	小泉 堅次	本町四	8区
	山崎フミイ	稲葉二	16区
	遠藤 勝夫	水道町一	16区
	倉嶋 タキ	船戸山二	21区
	小野松太郎	船戸山三	22区
	佐藤 康子	荻曾根	25区
	本田 ミイ	春美智	29区
	五井 あい	鉄四郎	30区
	上村 長子	和夫	31区
	渡辺 藤菜	本	32区
	渡辺 勇	本	32区
	渡辺 正一	本	32区
	植木 愛子	本	32区